

令和7年9月24日

東串良町職員の懲戒処分について

地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 公文書の不適正な取扱い

- (1) 処分年月日：令和7年9月22日
- (2) 被処分者：課長補佐級・50代
- (3) 処分の内容：停職3月
- (4) 事案の内容：被処分者は、業務に関係のない不要な納付書を作成するなど、不適正な公文書の取扱いを行い、町の綱紀を乱した。
なお、被処分者は同日付で依願退職した。

2 職務怠慢

- (1) 処分年月日：令和7年9月22日
- (2) 被処分者：主事・30代
- (3) 処分の内容：減給10分の1　1月
- (4) 事案の内容：被処分者は、令和4年度から令和6年度に、申請事務の遅延、起案文書の未作成など、複数年にわたり度重なる事務怠慢が確認され、町の信用を損ねた。

3 町長コメント

本町職員による今回の事務怠慢等は、町民の皆様の信頼を損ねるものであり、深くお詫び申し上げます。

改めて、全職員に服務規律の徹底を図り、全力をもって職務に取り組むよう指示をいたしたところでございます。

今後、より一層、職員の綱紀粛正に努め、服務規律の保持を徹底いたしますとともに、町民の皆様の信頼回復に全力を注いでまいる所存でございます。